

雇用政策研究会報告「人口減少下における雇用・労働政策の課題」における
「今後重点的に展開していくべき政策」と雇用対策法の規定について

(○：該当、△：一部該当、記載なし：該当なし)

雇用政策研究会報告における「今後重点的に展開していくべき政策」	雇用対策法第4条第1項での該当状況	今後の方向性
<p>(1) 若者への就業支援～若者と仕事をつなぐ後押しをする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新卒採用に限定されない採用機会の拡大への取組 ・ フリーターの正社員への登用や常用雇用化への支援 ・ 学校・地域・企業と連携した早期からの若者の職業意識の涵養、職業教育の強化 ・ 学卒、若者向けの能力開発に関する情報提供、実践的能力評価の仕組みの整備・普及 ・ 心理面も含めたきめ細かな支援の強化 	<p>○第1号（職業指導及び職業紹介） （○第2項（雇用慣行の是正）） ○第1号（職業指導及び職業紹介） △第1号（職業指導及び職業紹介）（※職業教育に関する規定なし） ○第2号（職業能力開発） ○第1号（職業指導及び職業紹介）</p>	<p>第5号に高齢者雇用対策が独立して規定されていることにかんがみ、若年者対策という切り口で、重要政策に位置づけることが考えられる。</p>
<p>(2) 女性への就業支援～女性が仕事を続けやすい職場環境を作る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性が活躍する領域を拡大するためのポジティブ・アクションを含めた男女の機会均等施策の強化 ・ 妊娠・出産しても安心して働き続けることができ、また、子育てとの両立を可能とするための働き方の見直し、保育の充実等の環境整備 ・ 出産・子育てにより離職した者への再就職・再就業への支援の強化 	<p>（労働政策に関連する課題） （労働政策に関連する課題） ○第1号（職業指導及び職業紹介）</p>	<p>労働力の確保や良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善という切り口で取り組むことが考えられる。 また、第5号に高齢者雇用対策が独立して規定されていることにかんがみ、女性に係る対策という切り口で、重要政策に位置づけることが考えられる。</p>
<p>(3) 高齢者への就業支援～元気な高齢者が活躍できる社会を作る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等を通じた雇用機会の確保 ・ 60歳代後半層への雇用・就業支援の検討、さらに働く意欲がある限り働き続けることができる社会の構築に向けた検討 	<p>○第5号（高年齢者の定年引き上げ等） △第5号（高年齢者の定年引き上げ等）（※就業促進に</p>	<p>年齢に関わりなく働ける働き続けることができる社会の実現という考え方を明確にすることが考えられる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 採用から退職まで年齢にかかわらず雇用管理のあり方の検討 中年期からの再就職・創業等、高齢期における多様な働き方を視野に入れた職業生活設計に関する取組に対する支援 シルバー人材センターの活用等による地域密着型の就業支援 中小企業における円滑な技能継承の取組への支援 	<p>付いての規定なし)</p> <p>○第2号(職業能力開発)</p>	
<p>(4) 福祉から就労へ～障害者や生活保護等を受けている人の自立を手助けする</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の障害の種類及び程度等に応じたきめ細かな自立支援 生活保護受給者等への就労支援を通じた自立支援 子育て・生活支援・就業支援等総合的な母子家庭等対策の推進 	<p>○第3号(就職困難者支援)</p> <p>○第3号(就職困難者支援)</p> <p>△第3号(就職困難者支援)</p> <p>(※子育て支援についての規定なし)</p>	<p>第5号に高齢者雇用対策が独立して規定されていることにかんがみ、障害者雇用対策という切り口で、重要政策に位置づけることが考えられる。</p>
<p>(5) 地域における雇用創出への支援～地域の人材を育成・活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自立的な発展に必要な人材の確保等への支援 雇用情勢の厳しい地域等を中心に、地域の特性に応じた自発的な雇用創出の取組への支援 地方への移住を希望する退職者が住みやすい魅力的な環境作り 	<p>○第1号(職業指導及び職業紹介)</p> <p>(労働政策に関連する課題)</p>	<p>地域雇用対策として重要政策に位置づけることが考えられる。</p>
<p>(6) 職業能力開発～すべての人々が能力を高められる機会を用意する</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年・壮年・高齢といった各世代の特性に応じた職業能力開発の効果的・統合的な推進 企業から求められる能力に関する情報提供及び職業能力評価制度の整備 介護サービス等高齢化が一層進行する中で求められる産業分野での人材育成・雇用管理改善への支援 省力化・生産性の向上に資する技術に対応できる人材の育成・能力開発の検討 	<p>○第2号(訓練及び検定)</p> <p>○第2号(訓練及び検定)</p> <p>○第2号(訓練及び検定)</p> <p>○第2号(訓練及び検定)</p>	
<p>(7) 外国人労働者～高度人材の受け入れを促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界で通用する専門的な知識や技術を有する外国人の積極的な受け入れの促進 留学生の就職支援の見直し・拡充 日系人労働者の定住化に伴う諸問題への適切な対応 		<p>外国人労働者対策として重要施策に位置づけることが考えられる。</p>
<p>(8) 安心・公正な労働～誰でも安心して働ける労働条件を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業形態の多様化等に対応した、労働契約法制のあり方や雇用以外の働き方の条件整備の検討 	<p>(労働政策に関連する課題)</p>	<p>労働力の確保や良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善という切</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使のコミュニケーションの促進及び労使間におけるトラブルの自主的な予防や解決を促すための取組 	(労働政策に関連する課題)	り口で取り組むことが考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ パート、派遣、有期雇用など様々な働き方にかかわらず、職務、能力、労働時間等に応じた処遇の均衡 	(労働政策に関連する課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業意欲を阻害しない税・社会保険制度や福利厚生制度等のあり方の検討 	(労働政策に関連する課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の安全・健康を確保するための長時間労働・メンタルヘルス対策等の一層の強化 	(労働政策に関連する課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者が自律的に働き最も能力を発揮できるような労働時間制度の在り方の検討 	(労働政策に関連する課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ セーフティネットとしての最低賃金制度の機能の強化 	(労働政策に関連する課題)	
<p>(9) 仕事と生活～ワークライフバランスで仕事と生活を充実させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークライフバランスを可能とするための長時間労働対策等の労働条件全般についての環境整備 	(労働政策に関連する課題)	労働力の確保や良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善という切り口で取り組むことが考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己啓発・ボランティアなど仕事以外の社会的な活動を可能とするための環境整備 	(労働政策に関連する課題)	
<p>(10) 労働力需給調整～すべての人々の就業意欲を活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての働く意欲を持つ人々が就業機会に挑戦できるための募集・採用の促進 	○第1号（職業指導及び職業紹介）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 求人・求職活動の広域化等に対応するためのハローワークの活用による雇用のセーフティネットの強化 	○第1号（職業指導及び職業紹介）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職を余儀なくされる労働者の円滑な労働移動の支援に取り組む事業主への支援 	○第4号（離職を余儀なくされる者への支援）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の職業紹介機関等の活力や創意工夫を活かし、官民相まった適切な労働力需給調整が図られるような環境の整備 	○第1号（職業指導及び職業紹介）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業支援の強化 	(労働政策に関連する課題)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅就業など就業機会の拡大につながる働き方の普及に向けた取組 	(労働政策に関連する課題)	

※ 雇用対策法は、文字通り雇用対策の基本法であり、雇用政策について規定する性質のものであることから、労働基準法等に係る政策について直接的に規定することはなじまないと考えられる。